

## 楽天ペイ（オンライン決済）決済サービス利用規約

この「楽天ペイ（オンライン決済）決済サービス利用規約」（以下、「楽天ペイ（オンライン決済）決済規約」といいます。）は、「VeriTrans 収納代行サービス利用基本規約」（以下、楽天ペイ（オンライン決済）決済規約においては「基本規約」といいます。）に基づき乙が提供する楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスを甲が利用する場合に限り、基本規約に追加して適用されます。なお、楽天ペイ（オンライン決済）決済規約で使用する用語の意味は、同規約に別段の定めがある場合を除き、基本規約における定義に従うものとします。

### 第1条（用語の定義）

1. 楽天ペイ（オンライン決済）決済規約における、基本規約第1条（用語の定義）第9号の決済事業者とは、乙が甲の代理人として、楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「楽天ペイ（オンライン決済）決済業務契約」といいます。）を乙と締結した楽天ペイメント株式会社（以下、「楽天ペイメント」といいます。）をいうものとします。
2. 楽天ペイ（オンライン決済）決済規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。
  - (1) 「楽天ペイ（オンライン決済）決済サービス」とは、楽天ペイメントが乙を通じて提供する、第2号に定める利用者と第3号に定める加盟店との間の取引の代金を、当該利用者が楽天ペイメントにあらかじめ登録した情報または都度入力する情報を用いて決済を行うサービス（その他楽天ペイメントの提供するサービスおよび機能も含まれます）をいいます。
  - (2) 「利用者」とは、楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスを用いて決済を行う一般のユーザーをいいます。
  - (3) 「加盟店」とは、乙が第3条（加盟店契約の申込等）に基づき審査し、乙を代理人として楽天ペイメントと加盟店契約を締結することにより、楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの取扱いを認められた法人または個人をいいます。
  - (4) 「加盟店契約」とは、第3条（加盟店契約の申込等）に基づき、新規に楽天ペイメントの加盟店になることを希望する甲が、乙を代理人として楽天ペイメントとの間で締結する契約をいいます。
  - (5) 「加盟店規約」とは、加盟店契約を締結した楽天ペイメントおよび甲との間で適用されるものと定められている「楽天ペイ（オンライン決済）利用規約」（当該規約に付帯する特約等を含む。）（[https://checkout.rakuten.co.jp/biz/terms/pdf/Rakuten\\_Checkout\\_terms\\_of\\_service\\_Alliance.pdf](https://checkout.rakuten.co.jp/biz/terms/pdf/Rakuten_Checkout_terms_of_service_Alliance.pdf)）をいいます。
  - (6) 「対象サービス」とは、取扱商品のうち、楽天ペイメントが楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの利用対象サービスとして認めたものをいいます。
  - (7) 「対象取引」とは、対象サービスに関する取引のうち、利用者が加盟店との間で楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスにより支払いを行うものをいいます。
  - (8) 「加盟店支払金」とは、加盟店契約に基づき、甲が楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの利用に係る対価として、楽天ペイメントに対して支払うべき手数料をいいます。
  - (9) 「加盟店支払金等」とは、加盟店支払金、および加盟店契約に基づき、立替払い、ポイント利用または楽天キャッシュの支払が取り消された場合において、甲が楽天ペイメントに返還すべき対象取引代金相当額、ならびにカード会社による甲に対する支払拒絶、債権の買い戻し等に基づく対象取引代金相当額の返金（以下「チャージバック」といいます。）をいいます。
  - (10) 「カード等」とは、楽天ペイメントが「楽天ペイ（オンライン決済）」について所定の契約を締結するクレジットカード会社その他の者またはその提携先（以下「クレジットカード会社等」といいます。）が発行するクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカードその他支払手段として使用されるカード等および当該カード等の決済に用いられる情報を含みます。）で、対象取引に使用することができるものとして楽天ペイメントが指定したものをいいます。

### 第2条（包括代理権の授権）

1. 甲は、楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、乙が甲を包括的に代理する権限を授与することに同意するものとします。

- (1) 楽天ペイメントと甲との間の加盟店契約を締結する行為、およびこれに付随する一切の行為（加盟店契約の締結に伴う書類その他の情報の楽天ペイメントへの提出も含みます。）
  - (2) 甲と楽天ペイメントとの間の届出、通知その他一切の連絡事項の取次ぎ（別途楽天ペイメントが直接通知するものを除きます。）
  - (3) 楽天ペイメントの甲に対する解除の意思表示および自動更新の拒絶の意思表示、その他の契約の終了に関する意思表示の受領（甲に対する改善指導の連絡の受領も含みます。）
  - (4) 加盟店契約に基づく楽天ペイメントの甲に対する相殺の意思表示の受領
  - (5) 対象取引代金相当額の収納
  - (6) その他乙と甲が合意し、楽天ペイメントが承認した事項
2. 甲は、本契約の有効期間中、甲が乙に授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。
  3. 甲が乙に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、乙が甲の代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべて乙が行い、甲は本人として係る行為を行わないものとします。なお、楽天ペイメントは、甲に対しても、加盟店契約の当事者としての楽天ペイメントの行為を行うことができるものとします。

### 第3条（加盟店契約の申込等）

1. 甲は、楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの利用にあたっては、楽天ペイメント所定の第1条（用語の定義）第2項第5号に定める加盟店規約に同意し、楽天ペイメントとの間で加盟店契約を締結・遵守する必要があること（楽天ペイメントの審査の結果により、加盟店契約が締結できない場合があることを含みます。）について承諾するものとします。
2. 甲は、楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの利用を希望する場合、加盟店規約に同意の上、別途乙または楽天ペイメントが定める申込書を乙に提出しなければならないものとします。なお、申込みにあたり、甲は、乙に対して以下の各号に掲げる情報（以下「新規加盟店希望者情報」といいます。）を乙所定の方法により提出するものとします。また、甲は、乙に提出した当該情報が真実、正確かつ十分であることを表明し、保証するものとします。
  - (1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス等（法人の場合は、法人の商号（屋号）、所在地、代表電話番号のほか、代表者の氏名、生年月日、性別、自宅住所および自宅電話番号、ならびに管理者の氏名および所属部署等）の情報
  - (2) 取扱商材（許認可が必要な業種については、当該許認可の番号等、許認可の取得を示す事項）
  - (3) 楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの利用にあたっての責任者の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他楽天ペイメント所定の事項
  - (4) 代金の決済方法
  - (5) その他加盟店審査のために必要なものとして乙または楽天ペイメントが別途定める情報または資料
3. 乙は、前項に基づく申込みを受けた場合、乙所定の基準に基づき加盟店審査を行った上で、問題ないと合理的に判断できた場合に限り、甲を代理して楽天ペイメントに対して加盟店契約の締結を申し込むものとします。
4. 楽天ペイメントは、前二項に基づく申込みを受けた場合、クレジットカード会社等に対し、新規加盟店希望者情報を提出することにより、加盟店審査を依頼し、当該クレジットカード会社等の審査結果により、楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの利用を希望する甲（以下、「新規加盟店希望者」といいます。）による楽天ペイ（オンライン決済）の取扱いを認めるか否かの決定を行うものとします。
5. 楽天ペイメントは、前項に定める新規加盟店希望者による楽天ペイ（オンライン決済）の取扱いを認めることを決定した場合は、乙に対し、当該新規加盟店希望者に係る加盟店契約を締結する旨の承諾を通知するものとします。乙に対する当該承諾の発信をもって、楽天ペイメントと新規加盟店希望者との間で加盟店契約が成立し、乙はその旨を新規加盟店希望者に伝達するものとします。
6. 甲は、加盟店契約の成立後、本条第2項に基づき乙に提出した新規加盟店希望者情報に変更があった場合には、乙が、当該変更後の情報に基づき、本条第3項に準じて加盟店審査を行うものとし、加盟店として不適切と判断したときは、その旨を楽天ペイメントに対して通知するものとします。

7. 甲は、乙と本契約を締結し、または乙を代理人として楽天ペイメントと加盟店契約を締結するにおいて、次の各号の事項を遵守しなければならないものとします。
- (1) 割賦販売法その他関連法令を遵守すること
  - (2) 甲がフランチャイズの加盟店、チェーンストアもしくはマーケットプレイス等乙または楽天ペイメントが指定する業種である場合は、本条第2項に基づき新規加盟店希望者情報として事前にその旨を乙に通知すること。

#### 第4条（システム連携）

甲は、甲が楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスを導入するにあたり開発するシステムに関し、自己の責めに帰すべき事由によって当該開発に係るトラブル等が生じた場合には、自己の責任と費用をもってこれを解決するものとします。また、甲は、当該トラブル等による楽天ペイ（オンライン決済）の導入遅延または中止を回避するための措置を自己の責任と費用をもっておこなうものとします。

#### 第5条（加盟店調査、管理等）

1. 乙は、利用者から甲に対する苦情を受け付けた場合その他乙が必要と判断した場合には、甲に対して、法令および契約の遵守状況その他加盟店として適切か否かの調査を行うものとし、甲は当該調査に応じるものとします。
2. 乙は、前項の調査の結果、加盟店として甲が不適切であると判断した場合には、速やかにその旨を楽天ペイメントに通知するとともに、甲に対して是正を求めるものとし、甲は当該是正に応じるものとします。
3. 乙は、甲による加盟店契約上の義務の不履行または違反が生じたことを知った場合には、楽天ペイメントに対しその旨報告の上、甲に対し、改善するよう指導を行うものとし、甲は当該指導に従うものとします。
4. 乙は、甲が次のいずれかに該当すると判断した場合、甲に対し、指導その他必要な対応を求めることができるものとし、甲はこれを予め了承するものとします。
  - (1) 甲または甲の従業員等の故意または過失により、乙または楽天ペイメントが損害を被った場合
  - (2) 加盟店規約に基づく加盟店の義務に違反した場合、その他加盟店規約に違反した場合
  - (3) 楽天ペイメントとの間の他の契約に甲が違反した場合
  - (4) 甲の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
  - (5) 利用者からの苦情等により、加盟店として適当でない乙または楽天ペイメントが判断した場合
  - (6) 甲の営業内容に著しい変化があり、変化後の営業内容が公序良俗に反すると乙または楽天ペイメントが判断した場合
  - (7) 前各号のほか、乙または楽天ペイメントが必要と判断した場合
5. 甲は、乙または楽天ペイメントに対し、甲にて不正取引等の実態を確認した場合等における楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスに関するセキュリティまたは利用者の利用形態の調査等に関する情報提供等について最大限の協力をするものとし、甲の事前承諾を得た上で、または必要かつ最低限の範囲内で、乙または楽天ペイメントがかかる調査結果および情報を利用し、公表すること、または他の事業者等に対してこれらの情報を開示できることを了承するものとします。
6. 甲は、楽天ペイのサービス名称、サービスロゴ、アクセプタンスマーク等の表記を行う場合において、乙または楽天ペイメントの指定するレギュレーションに沿った適切な表記を実施するものとします。

#### 第6条（加盟店契約締結後の甲に係る事項の報告）

1. 甲は、乙または楽天ペイメントから新規加盟店希望者情報について変更の有無の確認を求められた場合、これに応じるものとします。
2. 甲は、新規加盟店希望者情報（甲の商号、本店所在地、代表者、電話番号および銀行口座等ならびに業態、業種等を含みます。）について、変更が生じる場合には、予め乙に対し、乙または楽天ペイメント所定の書面により届け出なければならないものとします。ただし、事前の届出が困難な事情がある場合には、変更後直ちに届け出るものとします。
3. 甲は、前項の届出事項のうち、代表者、取扱商材または販売方式もしくはカードの取扱店舗の変更については、予め乙に対して届け出た上で、乙または楽天ペイメントの承認を得るものとします。乙または楽天ペイメントの承

認なく変更された場合、乙または楽天ペイメントは、甲における楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの利用を禁止することができるものとします。

#### 第7条（楽天ペイ（オンライン決済）決済規約および加盟店規約の遵守）

1. 甲は、楽天ペイ（オンライン決済）決済規約および加盟店規約の内容を遵守するものとし、楽天ペイ（オンライン決済）決済規約および加盟店規約に定める加盟店の義務および責任を履行する義務を負うものとします。
2. 加盟店は、本契約もしくは加盟店契約に違反した場合、または本契約もしくは加盟店契約に基づく取引に関連して乙もしくは楽天ペイメントに損害を与えた場合、乙または楽天ペイメントが被った損害を賠償する責めを負うものとします。
3. 本条の規定は、本契約の終了後も、有効に存続するものとします。

#### 第8条（精算等）

1. 乙は、楽天ペイメントから支払いを受けた対象取引代金相当額（乙または楽天ペイメントによる支払拒絶、対象取引代金の返還請求権等があった場合は、それを差し引いた額を指すものとし、楽天ペイメントが加盟店支払金等と相殺した場合は、当該相殺後の金額を指すものとし、以下、本条および次条において同様とします。）から所定の決済手数料を差し引いた金額を、基本規約第32条（本件決済サービス料金および商品代金の精算）に基づき甲に支払うものとします。
2. 甲は、乙に対し、甲に代わって楽天ペイメントから前項に定める対象取引代金相当額の支払いを受ける代理受領権限を付与するものとし、乙は、当該代理受領権限に基づき、楽天ペイメントからの前項に定める対象取引代金相当額の支払いを甲に代わって受領するものとします。
3. 甲は、加盟店支払金等が対象取引代金相当額を超える場合、乙に対し当該差額を支払うものとします。
4. 乙が本条第1項に基づき受領した対象取引代金相当額であって、甲に対する引渡しが行われていない金銭（以下、「引渡未了金」という。）がある場合において、甲の楽天ペイメントに対する未払の加盟店支払金等の支払義務が存在し、かつ弁済期日が到来している場合であって、楽天ペイメントがその旨および金額を乙に通知したときは、引渡未了金の範囲内において、乙が甲から加盟店支払金等の支払を受けたものとみなし、乙は、当該加盟店支払金等相当額を楽天ペイメントに対して引き渡すものとします。

#### 第9条（チャージバックの取り扱い）

1. 本契約の他の規定に関わらず、チャージバックについては本条次項以下の規定に従って処理をするものとします。
2. 楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの利用に際しチャージバックが発生した場合には、甲は、乙の指示に従って速やかにその内容の報告等を行い、楽天ペイメントまたは乙が定める回答期限までに、甲の意思表示（同意または拒否）を楽天ペイメントまたは乙所定の方法により、乙に通知しなければならない。なお、甲が拒否の意思表示をした場合、甲は、乙の求めに応じて乙に対して反証の証拠を提出するものとし、乙が当該証拠を楽天ペイメントに書面（電磁的記録を含みます）にて提出することに同意するものとします。
3. 甲が前項の対応を怠ったことにより乙に損害またはトラブル等が生じた場合、甲は自己の費用と責任において賠償または対応等をするものとします。
4. 甲が回答なしに本条第2項に定める回答期限を経過した場合、甲はチャージバックに同意したものとみなします。
5. 甲は、本条第2項の反証を行った場合であっても、必ずしもチャージバックの責任負担の要求が取り下げられるわけではないことを確認します。
6. 甲は、加盟店規約により楽天ペイメントに対して負担する債務を乙または楽天ペイメントに対し支払う義務を負うものとし、チャージバックに関する請求書が乙または楽天ペイメントから甲に送付された場合、甲はこれに基づき、乙の指示に従って乙または楽天ペイメントに対し支払いを行う義務を負うものとします。
7. 甲は、本契約または加盟店契約の終了後も、本契約または加盟店契約の有効期間中に生じた対象取引に関するものに限り、本条に定める義務を負うものとします。
8. 本条の規定は、本契約の終了後も、有効に存続するものとします。

#### 第10条（支払拒絶、留保等）

1. 甲は、以下の事由が発生した場合には、乙が第 8 条（精算等）第 1 項に基づく当該事由に係る支払を拒絶し、または留保することができることをあらかじめ承諾し、かかる場合において何ら異議を述べないものとします。なお、留保された金額について、利息および遅延損害金は生じないものとします。
  - (1) 乙と利用者との間で対象取引に関する契約が解除、解約、取消、無効事由の存在その他の理由により消滅したとき
  - (2) 楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスを利用して取扱商品を販売または提供したときに甲が乙、楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等に乙または楽天ペイメント所定の方法により提供する売上傳票または売上請求データに不実、不正な記載があったとき
  - (3) クレジットカード会社等が当該カード等の利用を認めた会員以外の第三者がカード等を利用したとき
  - (4) 利用者から当該対象取引に関して、利用の覚えが無い旨、代金の金額に相違がある旨、等の疑義の申出があったとき
  - (5) 第 13 条（記録の保管）に定める関係書類またはデータの提出に応じないとき
  - (6) 第 11 条（顧客との紛争）にかかる問題が生じた場合において、クレジットカード会社等が利用者より当該代金の支払拒絶、支払留保等の申出を受けたとき
  - (7) その他本契約、加盟店契約または楽天ペイメントおよびクレジットカード会社等が定めるところに違反して当該取引が行われたことが判明したとき
2. 甲は、対象取引に関して、クレジットカード会社等が調査の必要があると認めた場合には、クレジットカード会社等はその調査が完了するまで、乙が当該対象取引に係る第 8 条（精算等）第 1 項に基づく支払を留保することができることをあらかじめ承諾し、かかる場合において何ら異議を述べないものとします。
3. 甲は、前二項またはその他の事由により楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等が加盟店契約等（加盟店契約に基づき甲とクレジットカード会社等との間で締結する契約を含みます。）に基づき対象取引に係る立替払または債権譲渡を取り消し、または支払を留保した場合に、乙が甲に対して当該対象取引に係る第 8 条（精算等）第 1 項に基づく支払について何らの義務も負わないことをあらかじめ承諾するものとします。なお、留保された金額について、利息および遅延損害金は生じないものとします。
4. 甲は、本条第 1 項の場合または前項の場合で、当該取消に係る対象取引代金相当額について、乙から第 8 条（精算等）第 1 項に基づく甲への支払が既に行われた後の場合には、乙が甲に対して当該対象取引代金の返還を請求でき、その場合には甲はただちに当該対象取引代金相当額を返還しなければならないことをあらかじめ承諾するものとします。この場合、乙は甲に対する次回以降の本条第 1 項に基づく支払金額から当該対象取引代金相当額を差し引くことができるものとします。

#### 第 11 条（顧客との紛争）

1. 利用者からの取扱商品についての苦情、返品・取替の請求、契約解除の請求、販売方法・表示等についての指摘、アフターサービス等に関しては、甲が全責任をもって速やかに対応にあたるものとし、乙、楽天ペイメントおよびクレジットカード会社等に一切迷惑をかけないものとします。この場合において、乙、楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等に損害が生じたとき、甲は当該損害を賠償する責めを負うものとします。
2. 甲は、クレジットカード等による分割払いまたはリボルビング払いの代金に関して、利用者がクレジットカード会社等または利用者の所属する他のカード会社等に対し支払停止の抗弁を主張した場合には、当該代金にかかる第 8 条（精算等）第 1 項に定める支払は以下の各号に定めるとおりとされることを確認します。
  - (1) 当該金額が甲に対して支払われる前の場合は、乙は当該金額の支払を拒絶または留保することができるものとします。なお、かかる留保金額に利息および遅延損害金は生じないものとします。
  - (2) 当該金額が甲に対して支払われた後の場合は、甲は乙の請求に応じて乙所定の方法により、直ちに乙に当該金額を返還するものとします。なお、甲は、乙の裁量により、当該金額が次回以降の第 8 条（精算等）第 1 項に定める支払から差し引かれることについて、予め承諾するものとします。
  - (3) 利用者からの抗弁が消滅した場合は、乙は甲に当該金額を支払うものとし、乙は楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等からかかる支払を受けた後、甲に対して当該金額の支払を行うものとします。

#### 第 12 条（取引の取消等）

甲は、利用者との間での取引を取り消したとき、その他利用者との間での取引が消滅したときは、乙所定の方法により速やかに当該事実を乙に通知するものとします。乙は、甲からの通知を受けて、楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等に対し当該事実を通知するものとします。

#### 第13条（記録の保管）

甲は、利用者からの商品受領書および商品の発送を証する証憑その他関係書類またはデータを自己の責任のもと7年間保管し、乙、楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等の要請があるときはいつでもこれを提示するものとします。

#### 第14条（中途解約）

甲または乙は、理由の如何を問わず、1ヶ月以上の猶予期間を設けて事前に相手方へ通知を行うことにより、本契約の解約をすることができるものとします。

#### 第15条（楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの停止または終了）

1. 乙は、あらかじめ甲に通知して楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの全部または一部を停止し、または終了することができるものとします。
2. 甲は、楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの全部または一部について以下のいずれかの事由により甲に事前に通知されることなく一定期間停止されることがあることをあらかじめ承諾します。
  - (1) 乙または楽天ペイメントのサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等による場合
  - (2) コンピュータ、通信回線等の事故、障害による場合
  - (3) 乙、楽天ペイメント、クレジットカード会社等、利用者、その他の第三者の利益を保護するため、乙がやむを得ないと判断した場合
3. 前二項に基づく楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの全部または一部の停止または終了によって甲に何らかの損害が生じた場合であっても、乙または楽天ペイメントは当該損害を賠償する責を負わないものとし、甲は当該損害の補償等を乙または楽天ペイメントに請求しないこととします。

#### 第16条（免責）

1. 乙は、甲が楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの利用に関して被った損害（サーバまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの全部または一部の停止、利用者との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因のいかんを問わない）について、賠償する責を負わないものとします。
2. 乙または楽天ペイメントは、楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスを利用したクレジットカードによる支払の安全性を向上させるために、甲に対して事前に通知の上、本人認証サービス（甲が楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスを利用してクレジットカードを支払方法とする取扱商品を販売または提供する場合において、消費者が当該クレジットカードを発行したクレジットカード会社により利用を認められたクレジットカード会員本人であるか否かを認証するため、乙または楽天ペイメントが指定する本人認証手続のことをいいます。）の利用を義務付けるため、楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスを変更することができるものとします。当該変更によって甲に何らかの損害が生じた場合であっても、乙または楽天ペイメントは当該損害を賠償する責を負わないものとします。
3. 乙は甲による事前の承諾なく楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスの全部または一部を変更することができるものとします。なお、当該変更によって甲に何らかの損害が生じた場合であっても、乙または楽天ペイメントは当該損害を賠償する責を負わないものとします。
4. 乙または楽天ペイメントは、サーバに障害が発生した等の理由により、楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスにおける甲の楽天ペイ（オンライン決済）決済サービス利用店舗の運営に支障が生じると判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができるものとします。

（以下余白）

